別記様式第1号(第5条関係)

富加町長　様

年　　月　　日

地方就職支援金交付申請書

岐阜県地方就職学生支援事業における富加町地方就職支援金交付要綱に基づき、地方就職支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年　月　日	
住所	〒	電話番号	
大学（院）・学部			

2 就職活動

就職活動訪問先	企業名	
	所在地	
就職活動日	年　月　日	
内定日	年　月　日	
就業開始日	年　月　日	

3 就職活動に伴う移動費用

日付	交通機関の名称	出発地（バス停名・駅名・空港名など）	到着地（バス停名・駅名・空港名など）	費用

4 移住に伴う移転費用

日付	移住元市町村（東京圏）	移住先市町村	費用 ※1

※1　費用等の詳細については、別途領収書で確認するため、併せてご提出ください。

5 移住前の住民票の所在について（いずれか該当する欄に○を付けてください）

A．移住先（○○市）に元からある（移動させていない）※2	
B．他地域から新たに移住してきた（移動させた）※2	

※2　状況に応じた「移住元の住所の確認ができる資料」をご提出ください。

6 各種確認事項　（該当する欄に○を付けてください）※3

別紙1「地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A．誓約する		B．誓約しない
別紙2「岐阜県地方就職支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A．同意する		B．同意しない
申請日から1年以上継続して、富加町に居住する意思について		A．意思がある		B．意思がない
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でない		A．該当しない		B．該当する
日本人である、又は外国人であって、出入国管理に関する特例法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。		A．左記のいずれかに該当する		B．左記のいずれにも該当しない

※3　各種確認事項のBに該当する場合は、移住支援金の支給対象となりません。

■添付書類（添付した書類にはチェックを付けてください。）

□写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）
□卒業・修了証明書（卒業・修了日が就業開始日から1年以内のもの）
□就職活動等にかかる経費（交通費）、移住にかかる経費（移転費）の領収書
（移転費の場合は、最低限の費用であることがわかる書類を併せて添付）
□就職先企業等による証明書（新規採用者であること、対象経費の支給がないこと、申請者本人による当該企業等への就職及び就業継続の意思の宣誓）
□移住先地域を中心とした勤務を基本とする採用であることが確認できる資料（募集要項、雇用契約書等）
□移住元の住所を確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業・修了年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を合わせて提出）、卒業・修了年度の複数月の公共料金領収書等）

□地方就職支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）

7 地方就職支援金の振込先

金融機関名	
支店（所）名	
預貯金種別	1 普通　　2 当座
口座番号	
口座名義人（ふりがな）	

管理コード（岐阜県及び富加町使用欄）	

別記様式第1号別紙1

地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

1　岐阜県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、岐阜県及び富加町から求められた場合には、それに応じます。

2　以下の場合には、岐阜県地方就職学生支援事業における富加町地方就職支援金交付要綱に基づき、全額又は半額を返還します。

(1)　地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

(2)　就業日から１年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から 3 か月以内に富加町地方就職支援金交付要綱第 4 条第 2 項の要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額

(3)　地方就職支援金の申請日から１年以内に、地方就職支援金の要件を満たす内定先企業へ就業しなかった場合：全額

(4)　地方就職支援金の申請日から１年以内に、富加町に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に富加町に住民票がある場合を除く）：全額

(5)　富加町への転入日から1年以内に富加町以外の市区町村に転出した場合：全額

別記様式第1号別紙2

岐阜県地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

岐阜県及び富加町は、岐阜県地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、岐阜県及び富加町が定める個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及びこの法律の施行のために岐阜県や富加町が定める条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、岐阜県及び富加町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。